

令和 2 年 第 5 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 2 年 9 月 1 1 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 2 議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 3 議案第 1 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 4 議案第 1 4 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 3 5 議案第 1 5 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 3 6 議案第 1 6 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 3 7 議案第 1 7 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 3 8 議案第 1 8 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 3 9 議案第 1 9 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 4 0 議案第 2 0 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 4 1 認定第 1 号 令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 2 認定第 2 号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
(付託案件) について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 3 認定第 3 号 令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
(付託案件) 定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 4 認定第 4 号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
(付託案件) いて
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 5 認定第 5 号 令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
(付託案件) 認定について
(決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 6 認定第 6 号 令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)

- 日程第 4 7 認定第 7 号 令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
 (付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 8 意見案第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な
 悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 4 9 意見案第 2 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第 5 0 常任委員会所管事務調査報告書
- 日程第 5 1 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書
-

◎出席議員 (16名)

議 長	1 6 番	前 田 篤 秀 君	1 5 番	今 村 則 康 君
	1 番	高 橋 義 詔 君	2 番	稲 場 仁 子 君
	3 番	佐 藤 登 君	4 番	秋 元 直 樹 君
	5 番	一 宮 龍 彦 君	6 番	竹 中 裕 志 君
	7 番	渡 部 正 騎 君	8 番	山 谷 敬 二 君
	9 番	阿 部 君 枝 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	佐 藤 昇 君	1 2 番	山 本 悟 君
	1 3 番	黒 坂 貴 行 君	1 4 番	岩 澤 武 征 君

◎欠席議員 (0名)

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 長	河 原 英 男 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君		

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	佐 藤 祐 治 君
民 生 部 長	平 間 敏 春 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	総 務 課 長	鈴 木 浩 君
情 報 管 財 課 長	会 津 靖 朗 君	企 画 課 長	今 井 昌 幸 君
財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君	商 工 観 光 課 長	小 椋 将 秀 君
建 設 課 長	井 上 隆 広 君	水 道 課 長	大 川 寿 雄 君
生田原総合支所長	大 辻 祐 一 君	丸瀬布総合支所長	伊 藤 雅 彦 君
白滝総合支所長	鴻 上 栄 治 君	会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君
教 育 部 長	大 貫 雅 英 君	総 務 課 長	村 上 裕 和 君
監査委員事務局長	奥 山 隆 男 君	選挙管理委員会事務局長	奥 山 隆 男 君

《令和 2 年 9 月 1 1 日》

農業委員会事務局長 広瀬 淳次 君

◎議会議務局職員出席者

事務局長 菊地 隆君 事務局係長 田中 郁美 君
事務局主幹 岩井 誠志 君

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、11番佐藤議員を指名します。

◎議事日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第32 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第12号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2・3年度防災用資機材等備蓄施設整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6億3,250万円であります。

契約の相手方は、渡辺・大同特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺勇喜。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男であります。

この工事につきましては、令和2年9月4日、株式会社管野組外6社により指名競争入札を行い、渡辺・大同特定建設工事共同企業体が6億3,250万円で落札をしております。

《令和2年9月11日》

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加分）の一覧表5番に記載をしてしておりますので、御参照願います。

渡辺・大同特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和4年3月18日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 議案第13号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第13号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2・3年度道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事でありませぬ。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は3億4,760万円でありませぬ。

契約の相手方は、管野・山口特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長、管野浩太郎。構成員、遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役、山口貴生であります。

この工事につきましては、令和2年9月4日、株式会社丸尾建設外5社により指名競争入札を行い、管野・山口特定建設工事共同企業体が3億4,760万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加分）の

一覧表6番に記載をしておりますので、御参照願います。

管野・山口特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、令和3年8月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第34 議案第14号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第14号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び工期を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（建築主体）であります。

契約金額は、変更前、32億1,586万1,000円、変更後、32億5,316万2,000円であります。

契約の相手方は、渡辺・管野・山口特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺勇喜。構成員、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長、管野浩太郎。構成員、遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役、山口貴生であります。

この工事につきましては、令和2年3月13日、議会の議決をいただき契約を締結し、令和3年3月10日の工期としておりましたが、令和4年2月28日に変更し、工期延長による変更後の契約金額を変更前の金額から3,730万1,000円増額する契約であり

《令和2年9月11日》

ます。また、この変更に係る仮契約は、令和2年9月7日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第15号

○議長（前田篤秀君） 日程第35 議案第15号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第15号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び工期を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（給排水設備）であります。

契約金額は、変更前、1億9,800万円、変更後、2億725万1,000円であります。

契約の相手方は、村井小泉・栄管特定建設工事共同企業体。代表者、北見市とん田西町212番地7、村井小泉建設株式会社、代表取締役、小泉富裕。構成員、遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社、代表取締役、以西善一であります。

この工事につきましては、令和元年6月18日、議会の議決をいただき契約を締結し、令和3年3月10日の工期としていましたが、令和4年2月28日に変更し、工期延長による変更後の契約金額を変更前の金額から925万1,000円増額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年9月7日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第16号

○議長（前田篤秀君） 日程第36 議案第16号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第16号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び工期を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（空調設備）その1であります。

契約金額は、変更前、2億2,000万円、変更後、2億2,917万4,000円であります。

契約の相手方は、吉崎・サトウ特定建設工事共同企業体。代表者、北見市北4条東7丁目1番地、株式吉崎工業所、代表取締役社長、天池鉄也。構成員、遠軽町西町2丁目8番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役、佐藤好生であります。

この工事につきましては、令和元年6月18日、議会の議決をいただき契約を締結し、令和3年3月10日の工期としておりましたが、令和4年2月28日に変更し、工期延長による変更後の契約金額を変更前の金額から917万4,000円増額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年9月7日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第17号

○議長(前田篤秀君) 日程第37 議案第17号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長(会津靖朗君) 議案第17号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び工期を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度(仮称)えんがる町民センター建設工事(空調設備)その2であります。

契約金額は、変更前、3億5,200万円、変更後、3億6,430万9,000円であります。

契約の相手方は、池田・三宮特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市北区北12条西3丁目1番10号、池田暖房工業株式会社、代表取締役社長、池田薫。構成員、遠軽町西町1丁目4番地15、有限会社三宮商会、代表取締役、三宮仁であります。

この工事につきましては、令和元年6月18日、議会の議決をいただき契約を締結し、令和3年3月10日の工期としていましたが、令和4年2月28日に変更し、工期延長による変更後の契約金額を変更前の金額から1,230万9,000円増額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年9月7日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第17号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 議案第18号

○議長（前田篤秀君） 日程第38 議案第18号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第18号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び工期を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（電気設備）であります。

契約金額は、変更前、3億9,264万5,000円、変更後、4億183万円であります。

契約の相手方は、北海・工藤特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役、福家貢。構成員、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役、工藤英高であります。

この工事につきましては、令和2年3月13日、議会の議決をいただき契約を締結し、令和3年3月10日の工期としていましたが、令和4年2月28日に変更し、工期延長による変更後の契約金額を変更前の金額から918万5,000円増額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年9月7日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第18号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 議案第19号

○議長（前田篤秀君） 日程第39 議案第19号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

《令和2年9月11日》

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第19号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び工期を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（舞台設備）であります。

契約金額は、変更前、3億3,880万円、変更後、3億4,878万8,000円であります。

契約の相手方は、遠軽・北明特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役、乾淳。構成員、遠軽町丸瀬布東町247番地9、北明電業株式会社、代表取締役、柴田英男であります。

この工事につきましては、令和元年6月18日、議会の議決をいただき契約を締結し、令和3年3月10日の工期としていましたが、令和4年2月28日に変更し、工期延長による変更後の契約金額を変更前の金額から998万8,000円増額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年9月7日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第19号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 議案第20号

○議長（前田篤秀君） 日程第40 議案第20号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第20号工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び工期を延長するための設計変更に伴い、遠軽町議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元・2年度（仮称）えんがる町民センター建設工事（地中熱利用設備）であります。

契約金額は、変更前、7,948万6,000円、変更後、8,596万5,000円であります。

契約の相手方は、天内・栄管特定建設工事共同企業体。代表者、北見市東相内町10番地7、天内工業株式会社、代表取締役、伊藤嘉高。構成員、遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社、代表取締役、以西善一であります。

この工事につきましては、令和元年8月7日、議会の議決をいただき契約を締結し、令和3年1月29日の工期としておりましたが、令和4年1月20日に変更し、工期延長による変更後の契約金額を変更前の金額から647万9,000円増額する契約であります。また、この変更に係る仮契約は、令和2年9月7日に締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 1点だけ教えてほしいのですけれども、この設計変更というか、工期が延長になったということで、もろもろの金額の変更ありますけれども、設計変更に伴って発生した費用というのは、一律1,000万円前後で動いていますけれども、どの部分が、どの部分というよりはどの費用がこれに反映され、反映というか、設計変更の部分になっているのですか。この現状になって発生したものが積算されていると思うのですけれども、1点だけ教えてください。

○議長（前田篤秀君） 内野技監。

○経済部技監（内野清一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、増額させていただいた費用の内容につきましては、大きく分けまして二つになっております。一つは、工期が延長になりましたことによる共通仮設費というものが、一定の率を掛けることによって元の設計額に応じてある程度金額が増え、来年の3月までの予定だったものが再来年の2月まで延びましたので、その分の工期延長に係るものが一つ。

もう一つは、今回の新型コロナ感染拡大防止のために各現場において今まで支出してきた費用とか、今後、感染拡大防止のためにいろいろな物を購入したりですとか、工事が終わるまでそれが今の状況でいきますと続いていきますので、それを一つ一つ積み上げていったものの経費、この二つを合わせたのが今回の部分になっていきますので、今、おっしゃられますように、大体1,000万円前後ということに結果的にはなっているのですけれども、内訳的には積み上げの部分については、各現場とも大体同じような、建築主体工事はもともとの金額が飛び抜けて大きいものですから、積み上げの部分もちょっと大きいのですけれども、大体ほかのものは400万円から500万円ぐらいが積み上げ、今後

《令和2年9月11日》

の感染拡大防止に向けた対処分、各工事のところに率を掛けていったものが残りの分となっていますので、若干、各現場ごとに金額の違いはあるのですけれども、内容的にはそういうものを見て、今回、契約金額を増額させていただいたということになっています。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第20号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第41 認定第1号から日程第47 認定第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第41 認定第1号令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第42 認定第2号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第43 認定第3号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第44 認定第4号令和元年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第45 認定第5号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第46 認定第6号令和元年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第47 認定第7号令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題とします。

付託しました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定7件について、委員長の報告を求めます。

秋元決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員会委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告します。

令和2年第5回遠軽町議会定例会におきまして本委員会に付託されました、認定第1号令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から認定第7号令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの7件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月7日に設置し、議会会期中の9月7日から10日までの間、4日にわたり決算審査を実施したところです。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

令和元年度の各会計歳入歳出決算認定7件につきましては、審査の結果、審査報告書の

とおり、指摘事項の意見を付して認定することに決定しました。

意見につきましては、当委員会でまとめましたので、別紙を読み上げて報告します。
別紙をお開きください。

まずは、認定第1号令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について報告します。

町税については、町税の調定額は23億7,597万3,000円で、収納率は92.2%、対前年度比0.6ポイント増、収入未済額は1億8,423万7,000円となっています。引き続き健全財政を進めるために、一層の収納率向上に努めるべきです。

町営住宅管理事業については、町営住宅使用料の収入未済額が昨年度と比較して303万7,000円の増となっています。早期回収に努めるべきです。

行政改革事業については、PDC Aサイクルの考え方にに基づき、見直すべきです。特に、公共施設については人口推移、利用状況及び建物の現況等を踏まえ、適正管理に努めるべきです。

次に、認定第2号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告します。

国民健康保険税について。

国民健康保険税の調定額は4億2,974万5,000円で、収納率は82.8%、対前年度比0.6ポイント減、収入未済額は7,276万円となっています。保険税が前年度に比べて高くなっている影響から、収入未済額は前年度より増加しています。保険財政の健全化を図るため、収納率向上に努めるべきです。

なお、口頭で申し伝えます事項は、次のとおりです。

介護の人材確保について。

介護人材育成事業の成果が出ていません。新たな施策も含めた人材の確保及び育成に取り組むべきです。

以上で、令和元年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定7件を採決いたします。

採決は、認定第1号令和元年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号令和元年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第48 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第48 意見案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹中議員。

○6番（竹中裕志君） —登壇—

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっております。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望いたします。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等によって対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月11日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣です。

《令和2年9月11日》

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。
以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第49 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第49 意見案第2号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○4番（秋元直樹君） ー登壇ー

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、読み上げて報告します。

北海道は豊かで美しい自然環境など多様な魅力から、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業・農林水産業などの幅広い分野において大きな打撃を受けています。

今後は、感染症抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路のネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠です。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えており、加えて本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除雪排雪等に要する費用も多額となっています。

こうした中、地方財政は以前として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては国土の根幹をなす高規格幹線道路から、住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・

観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために、必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月11日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《令和2年9月11日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第50 常任委員会所管事務調査報告

○議長（前田篤秀君） 日程第50 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

竹中総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員会委員長（竹中裕志君） ー登壇ー

令和元年第6回遠軽町議会（定例会）において承認を得ました総務・文教常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了いたしましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

次のページをお開き願います。

総務・文教常任委員会の所管事務調査の報告に当たっては、主な内容について読み上げて報告いたします。

まずは第1項の条例に関する事項として、特に、（3）子どもの権利条例の制定については、国連における子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を守り成長を支援するためには、その仕組みを条例化し、子どもの利益と権利の保障を確立することが重要であります。よって、遠軽町における地域としての特性をも考慮し、子どもの権利の保障・救済、さらには意見表明・参加の場の確保等、子どもの権利を守るため本条例の制定に向け、より積極的に取り組むべきであります。

第2項の財産管理に関する事項として、特に（1）公共施設の適正管理については、公共施設等総合管理計画及び固定資産管理台帳等により検討を行うとともに、町民と議会に情報提供を行い、認識の共有に努めるべきであります。

次に、（2）未利用財産等の管理については、売却等に努めているところでありますが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保全管理に万全を期すべきであるとともに、旧遠軽小学校校舎施設については、未利用施設等としないよう早急にその利活用を検討し、未利用財産処分等の計画を見直すべきであります。

第4項の事務執行に関する事項として、特に（1）の組織機構等については、職員配置を含む組織機構について、本所・総合支所の在り方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等を検討すべきであります。

第5項の学校教育に関する事項として、特に（1）教育施設の整備・充実については、児童・生徒が減少してきていることから、将来を見据えた学校施設の整備・充実や学校の統廃合を検討すべきであります。

第6項の社会教育及び文化に関する事項について、特に（1）の生涯学習については、

《令和2年9月11日》

生涯学習の必要性は年々多様化していることから、その拠点となる社会教育施設の整備とともに、社会教育事業の充実に努めるべきであります。

第7項の社会体育及び健康づくりに関する事項について、特に、体育施設の整備については、町民ニーズに加え、各種大会・合宿誘致の観点からも、体育施設等の整備・充実に努めるべきであります。

第8項のその他に関する事項について、特に(2)の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続については、自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分に配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきであります。

次に、(3)の公共交通体系の総合的検討については、交通体系が崩壊しつつあることから、交通弱者などのために早急に対応を検討すべきであります。

(4)の石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら、路線存続に向けて国や北海道に強く要望すべきであります。

(5)の白滝ジオパーク構想の推進については、引き続き広域的に推進すべきであります。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（佐藤 昇君） 一登壇一

令和元年第6回遠軽町議会（定例会）において承認を得ました民生常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告します。

次のページをお開き願います。

民生常任委員会の所管事務調査の項目については、主な内容について読み上げて報告いたします。

第1項の社会福祉に関する事項については、特に(1)の高齢者世帯等の支援について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実に努めるべきです。

(2)の高齢者の見守り体制の充実にについては、孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援すべきです。

次に、(3)の障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について、第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障がい者個々の状況に応じた各種支援を推進すべきです。

(4)の社会福祉事業者との連携については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会福祉事業者を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密に

するとともに事業者に対する支援を講ずるべきです。

第2項の介護保険に関する事項については、介護保険制度について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきであり、また、ボランティアなど地域の多様な資源を活用し、地域の助け合いや支え合いを進め、生活支援体制整備を推進すべきです。

第3項の保健衛生に関する事項については、地域医療体制について、継続して医師確保に努めるべきであり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支出増加及び収入減等に関し、国や道に対して要請するなど支援を講ずるべきです。

第4項の保健環境衛生に関する事項については、特に(2)空き家等対策の推進に当たっては、特に特定空き家対策の計画については早期に策定し、これに基づく実施に取り組むべきです。

第5項の住民生活に関する事項については、特に(2)安全・安心のまちづくりについて、遠軽町安全・安心まちづくり条例の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための見守り活動等に関する施策を積極的に講ずるべきです。

第6項の町税等に関する事項については、町税等の収入未済額について、町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要で、町行政の運営、住民サービス提供のため、滞納額の徴収対策を講じ、さらに収納率の向上を図るべきです。

第7項の子育て支援に関する事項については、子育て環境について、子ども・子育て会議とよく協議し、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターの運営充実、年間を通じた遊び場の在り方について、具体的に進めるべきです。

以上で、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

秋元経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

令和元年第6回遠軽町議会（定例会）において承認を得ました経済常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告します。

次のページをお開き願います。

当常任委員会の所管事務調査の項目について、主な内容について読み上げて報告とします。

第1項の農業及び林業に関する事項については、特に(1)農業について、農畜産物の振興と安定供給のため、担い手育成、新規就農者の確保、生産物の6次産業化など、必要な支援措置を充実・強化すべきです。

(2)林業については森林環境譲与税を活用した森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、森林づくりを担う事業体

《令和2年9月11日》

や人材の育成に必要な支援措置を講ずるべきです。

第2項の商工業及び観光産業に関する事項については、特に（1）商工業について、関係諸団体と連携・協議し、振興策の実現に向け努めるとともに、地場産品等の研究開発やPRを促進すべきであり、また、起業推進対策については、利用しやすい制度を策定し、企業の支援を強化すべきです。

（2）観光産業について、北海道の観光環境が大きく変化し、新たな観光施策が求められていることから、観光客誘致等の計画見直しや地域の特色を生かした観光の在り方を再検討すべきです。

第3項の消費及び労政に関する事項については、特に消費について、新型コロナウイルス感染症の流行により経済的に大きな影響を受けている事業所を守り、地域経済の活性化を図るためにも、さらに業種に応じた手厚い支援を講ずるべきです。

第4項の道路及び河川に関する事項については、特に（1）道路について、道路改良及び道路維持については、地元住民の意見を十分に把握するとともに、計画的な道路整備を推進すべきであり、除排雪については優先度を考慮し、主要道路、歩道及び交差点はできるだけ速やかに行い、事故防止に万全を期すべきです。

第5項の公営住宅及び建築に関する事項については、特に住宅建設について、民間の住宅や集合住宅の需要を勘案し、空き家対策等を視野に入れながら総合的に検討するとともに、既存の住宅修繕・改修に当たっては、耐用年数及び利用状況の推移を見ながら執行すべきです。

第7項の都市計画に関する事項については、都市計画マスタープランの推進について関係機関と連携を図り、総合的・計画的なまちづくりに努めるべきです。

第8項の公共下水道事業に関する事項については、特に（2）下水道処理区域について、下水道処理区域内での効率性を高めるために、下水事業の普及促進を推進すべきであり、また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきです。

第9項の水道事業に関する事項については、水道施設の整備、水源周辺の保全及び安定した水量と水質管理に留意し、水道管の更新等については、水道ビジョンに基づき計画的に実施すべきです。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

◎日程第51 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（前田篤秀君） 日程第51 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から申し出があります。

お諮りします。

《令和2年9月11日》

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

◎閉 会

○議長（前田篤秀君） 以上で、令和2年第5回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 前田 篤彦

署名議員 竹中 裕志

署名議員 佐藤 昇